







### 重点目標 3-4 生活の安全が守られているまち



事業名	事業費 (前年度)	説明 (単位：千円)																						
防犯灯維持管理費助成事業・防犯灯工事費助成事業  地域振興部 〈地域コミュニティ課〉	126,000 (81,700)  宮崎 116,209 清武 9,791	自治会が設置・維持管理する防犯灯の工事費及び維持管理費の一部を助成し、地域の防犯活動を支援します。  ○主な事業内容 (単位：千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>補助の種類</th> <th>1灯当たりの補助額</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">維持管理費補助金</td> <td>10W以下</td> <td>1,400円/年</td> </tr> <tr> <td>10Wを超え20W以下</td> <td>1,800円/年</td> </tr> <tr> <td>40W以上</td> <td>2,600円/年</td> </tr> <tr> <td>取替工事費補助金</td> <td>上限 13,800円</td> <td>59,999</td> </tr> <tr> <td>新設工事費補助金</td> <td>上限 41,500円</td> <td>4,818</td> </tr> <tr> <td>廃灯工事費補助金</td> <td>上限 2,000円</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>125,900</td> </tr> </tbody> </table> ※取替工事費及び新設工事費の補助額にはLED加算(7,500円)を含む。	補助の種類	1灯当たりの補助額	事業費	維持管理費補助金	10W以下	1,400円/年	10Wを超え20W以下	1,800円/年	40W以上	2,600円/年	取替工事費補助金	上限 13,800円	59,999	新設工事費補助金	上限 41,500円	4,818	廃灯工事費補助金	上限 2,000円	48	合計		125,900
補助の種類	1灯当たりの補助額	事業費																						
維持管理費補助金	10W以下	1,400円/年																						
	10Wを超え20W以下	1,800円/年																						
	40W以上	2,600円/年																						
取替工事費補助金	上限 13,800円	59,999																						
新設工事費補助金	上限 41,500円	4,818																						
廃灯工事費補助金	上限 2,000円	48																						
合計		125,900																						
防犯対策事業  地域振興部 〈生活安全課〉	11,416 (12,800)  宮崎 8,666 清武 2,750	犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指すため、関係機関と連携を図り、防犯啓発活動を実施し、地域の防犯意識の向上や防犯体制の強化に努めます。  ○主な事業内容 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・ 県防犯協会連合会負担金</td><td>347</td></tr> <tr><td>・ 県暴力団追放センター負担金</td><td>852</td></tr> <tr><td>・ 東諸県地区防犯協会負担金</td><td>841</td></tr> <tr><td>・ 宮崎市防犯協会連合会補助金</td><td>50</td></tr> <tr><td>・ 宮崎地区地域安全協会補助金</td><td>2,600</td></tr> <tr><td>・ 防犯灯維持費(4町域管理分)</td><td>6,422</td></tr> </table> 	・ 県防犯協会連合会負担金	347	・ 県暴力団追放センター負担金	852	・ 東諸県地区防犯協会負担金	841	・ 宮崎市防犯協会連合会補助金	50	・ 宮崎地区地域安全協会補助金	2,600	・ 防犯灯維持費(4町域管理分)	6,422										
・ 県防犯協会連合会負担金	347																							
・ 県暴力団追放センター負担金	852																							
・ 東諸県地区防犯協会負担金	841																							
・ 宮崎市防犯協会連合会補助金	50																							
・ 宮崎地区地域安全協会補助金	2,600																							
・ 防犯灯維持費(4町域管理分)	6,422																							
通学路防犯灯設置事業  地域振興部 〈生活安全課〉	2,250 (2,500)	児童・生徒の通学時における安全の確保のため、周りに民家がなく、自治会では設置が難しい中学校の通学路等に防犯灯を設置し、犯罪の抑止に努めます。  ○事業内容 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・ 防犯灯設置費(8灯分)</td><td>1,552</td></tr> <tr><td>・ 防犯灯維持費</td><td>698</td></tr> </table> 	・ 防犯灯設置費(8灯分)	1,552	・ 防犯灯維持費	698																		
・ 防犯灯設置費(8灯分)	1,552																							
・ 防犯灯維持費	698																							
安全安心のまちづくり防犯カメラ設置支援事業  地域振興部 〈生活安全課〉	300 (300)	中心市街地における防犯機能の向上を図るため、平成26年度までに商店街等がリースにより設置した防犯カメラについて、引き続きそのリースに係る費用の一部を補助します。  ○事業内容 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・ 防犯カメラ設置補助(2商店街)</td><td>300</td></tr> </table> ・ 補助期間：平成25年度～平成30年度	・ 防犯カメラ設置補助(2商店街)	300																				
・ 防犯カメラ設置補助(2商店街)	300																							
交通安全啓発・推進事業  地域振興部 〈生活安全課〉	1,350 (1,620)	交通事故のない安全なまちづくりを目指すため、警察等関係機関と連携を図り交通安全啓発活動を積極的に実施するなど、市民の交通安全意識を高め、交通事故の減少に努めます。  ○主な事業内容 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・ 交通安全キャンペーンの実施(年4回)</td></tr> <tr><td>・ 交通安全市民のつどいの開催(9月)</td></tr> </table> 	・ 交通安全キャンペーンの実施(年4回)	・ 交通安全市民のつどいの開催(9月)																				
・ 交通安全キャンペーンの実施(年4回)																								
・ 交通安全市民のつどいの開催(9月)																								

重点目標 3-4 生活の安全が守られているまち

事業名	事業費 (前年度)	説明 (単位：千円)
交通指導員活動事業 地域振興部 〈生活安全課〉	5,590 (7,100)	<p>交通安全対策の一環として、交通指導員により地域の通学路等における街頭指導や交通安全キャンペーンを行い、児童・生徒などの交通事故の減少に努めます。</p> <p>○交通指導員数 46人(平成27年12月現在)</p> <p>○活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝夕の街頭指導(月6回)</li> <li>・交通安全キャンペーン等への参加</li> </ul> <p>(交通安全キャンペーン)</p> 
迷惑駐車防止対策事業 地域振興部 〈生活安全課〉	1,920 (1,920)	<p>市民の安全で快適な生活環境を実現するため、迷惑駐車防止重点区域で指導・啓発することにより、迷惑駐車を防止し、円滑な道路交通を確保します。</p> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迷惑駐車への指導、ステッカーの貼付</li> <li>・駐車場の案内など</li> </ul> <p>○迷惑駐車防止重点区域 橋通3丁目・高千穂通りの一部</p> <p>(啓発用ステッカー)</p> 
交通弱者交通安全教室事業 地域振興部 〈生活安全課〉	2,734 (2,734)	<p>交通事故で亡くなる方の約半数を占めている高齢者や、幼児などの交通弱者の交通安全意識を高めるため、交通安全教室を開催して交通ルール等の理解を深め、交通事故の被害防止に努めます。</p> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「交通安全教室」の開催</li> </ul> <p>幼稚園・保育園 179回(予定) 高齢者等 195回(予定)</p> 
放置自転車対策事業 地域振興部 〈生活安全課〉	23,400 (23,900)	<p>市民の良好な生活環境の確保、都市の美観の維持を図るため、放置禁止区域及び公共の場所に放置されている自転車の移動・保管、自転車駐車場の適切な維持管理を行い、放置自転車の防止に努めます。</p> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車整理指導業務等</li> </ul> <p>禁止区域(中心市街地、宮崎駅・南宮崎駅周辺)における整理指導、放置自転車の移動保管、返還業務</p>
市営墓地の管理運営 地域振興部 〈生活安全課〉 【公園墓地特会】 【一般会計】	68,272 (79,860)	<p>宮崎みたま園、宮崎南部墓地公園、佐土原墓地公園、龍福寺墓園、木原墓地等の13か所の市営墓地の適切な管理運営を図るため、共用部分の清掃や参道の補修を行い、使用者が快適で、利用しやすい墓地環境を維持します。</p> <p>なお、宮崎みたま園、宮崎南部墓地公園については、指定管理者による管理を行います。</p> <p>(1) 公園墓地特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎みたま園指定管理料 23,367 指定管理者：ビー・アイ・ケーみたま(平成24年4月～平成29年3月)</li> <li>・宮崎南部墓地公園指定管理料 20,205 指定管理者：グループやすらぎ(平成25年4月～平成29年3月)</li> <li>・旧市内墓地(みたま・南部・毛久・戸林・倉之町・権現・瀬頭・福島町) 16,964</li> <li>・佐土原墓地公園 845</li> <li>・龍福寺墓園(高岡) 1,035</li> <li>・木原墓地(清武) 1,156</li> </ul> <p>(2) 一般会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧市内2墓地(下原・桃山) 4,700</li> </ul>

事業名	事業費 (前年度)	説明 (単位：千円)
市営下原墓地整備事業  地域振興部 〈生活安全課〉 【公園墓地特会】	52,000 (15,000)	市営下原墓地の墓地環境をより良いものにするため、参道の整備や水場・花がら置場などを改善し、参拝者の利便性を図ります。  ○下原墓地の概要 ・所在地 下原町 208 番地 ・面積 20,701 m <sup>2</sup> ・区画数 1,385 区画 ○事業計画期間：平成 26 年度～平成 28 年度 ○主な事業内容 ・参道整備、駐車場増設、水場・花がら置き場改良、合葬墓設置  
葬祭センター等運営事業  地域振興部 〈生活安全課〉	94,113 (94,579)	人生終焉の場である火葬場の適切な管理運営を図るため、施設や設備の補修を行い、厳かな火葬業務を遂行します。 葬祭センターは、指定管理者による管理を行います。  ○主な事業内容 ・指定管理料 79,312 指定管理者：文化・イージスグループ(平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月) ・修繕・工事費等(火葬炉改修工事等) 10,500 ・東諸葬祭場運営費負担金 4,301  
衛生害虫駆除事業  地域振興部 〈生活安全課〉	1,200 (1,200)	公衆衛生思想の普及向上とスズメバチ刺咬被害防止を図るため、駆除剤の配布やスズメバチの巣を駆除し、地域での伝染病、感染症の発生を抑制するとともに、市民の安全・安心な日常生活の確保を目指します。  ○主な事業内容 ・駆除剤の購入 200 ・スズメバチの巣の駆除委託 1,000   
計量行政事業  地域振興部 〈生活安全課〉	547 (740)	市民の安全・安心な消費生活を確保するため、店舗や事業所等で取引・証明に使用する計量器の定期検査と立入検査を実施し、必要に応じ指導等を行います。 また、計量に関する啓発事業を行い、市民の意識向上を図ります。  ○主な事業内容 ・特定計量器定期検査(大淀川以北の事業所等) ・計量モニター事業(募集人員 20 人) モニターによる商品量目調査を行い、全国一斉商品量目立入検査の基礎資料として活用するとともに市民の計量知識・意識の向上を図ります。  

事業名	事業費 (前年度)	説明 (単位：千円)												
消費者行政推進事業 地域振興部 〈生活安全課〉	2,900 (3,050)	<p>消費者の安全・安心な生活を確保するため、消費生活に関する相談及び苦情への対応を行うとともに、相談員のレベルアップや弁護士による無料法律相談会を開催し、消費生活に関するトラブルの解決や消費者被害の未然防止に努めます。</p> <p>また、消費者の自立を支援するため、地域の団体や教育関係機関と連携し、各年齢層に応じた消費生活出前講座等を行い、市民への消費者問題の啓発と消費者教育の推進に努めます。</p> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談</li> <li>・弁護士による消費生活無料法律相談 実施日 毎月第2木曜日、第4土曜日</li> <li>・消費生活出前講座</li> <li>・啓発用パンフレット等の配布</li> </ul> 												
食品衛生指導事業 健康管理部 〈保健衛生課〉	5,990 (5,690)	<p>安全で衛生的な「食」を確保するため、食品衛生法等に基づく施設の許認可や監視指導を実施し、食品衛生指導員による自主管理のための調査指導や、消費者に対する啓発活動に取り組みます。</p> <p>○営業許可・登録施設数及び監視指導状況 (平成26年度末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">許可を要する施設</th> <th colspan="2">許可を要しない施設</th> </tr> <tr> <th>許可施設数</th> <th>延監視回数</th> <th>登録施設数</th> <th>延監視回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,486</td> <td>3,543</td> <td>2,487</td> <td>533</td> </tr> </tbody> </table> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生啓発巡回指導業務 1,698</li> <li>・営業許可更新等業務 1,744</li> <li>・食中毒予防推進事業(食品衛生月間強化)費補助金 310</li> </ul>	許可を要する施設		許可を要しない施設		許可施設数	延監視回数	登録施設数	延監視回数	8,486	3,543	2,487	533
許可を要する施設		許可を要しない施設												
許可施設数	延監視回数	登録施設数	延監視回数											
8,486	3,543	2,487	533											
食品収去事業 健康管理部 〈保健衛生課〉	287 (10,000)	<p>市内に流通する食品の安全・安心を確保するため、「宮崎市食品衛生監視指導計画」に従い、販売されている食品を収去して、細菌・理化学・食品添加物・残留農薬等の検査を行います。</p> <p>○食品等収去計画数 (平成28年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期収去</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>残留農薬等</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table>		検体数	定期収去	178	残留農薬等	66						
	検体数													
定期収去	178													
残留農薬等	66													
生活環境対策事業 健康管理部 〈保健衛生課〉	665 (550)	<p>衛生的な環境を確保するため、特定建築物(旅館、店舗等)・専用水道等の監視指導、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく清掃業等の事業登録及び温泉利用の許可を行います。</p> <p>○指導対象施設数 (平成26年度末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建築物</th> <th>専用水道</th> <th>簡易専用水道</th> <th>温泉</th> <th>遊泳用プール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>159</td> <td>2</td> <td>554</td> <td>44</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	特定建築物	専用水道	簡易専用水道	温泉	遊泳用プール	159	2	554	44	24		
特定建築物	専用水道	簡易専用水道	温泉	遊泳用プール										
159	2	554	44	24										

事業名	事業費 (前年度)	説明 (単位：千円)												
環境衛生指導事業 健康管理部 〈保健衛生課〉	1,670 (1,670)	<p>衛生的で安全な市民生活を確保するため、生活衛生6業種(理容、美容、クリーニング、興行場、旅館、公衆浴場)について、営業の許可及び監視指導等を実施します。</p> <p>○生活衛生営業施設数 (平成26年度末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理容所</th> <th>美容所</th> <th>クリーニング所</th> <th>興行場</th> <th>旅館</th> <th>公衆浴場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>391</td> <td>883</td> <td>314</td> <td>18</td> <td>173</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主衛生管理促進事業 928 衛生水準の向上を図るため、生活衛生4業種(理容、美容、クリーニング、旅館)について、生活衛生営業指導員による巡回指導を行います。</li> <li>・生活衛生関係営業適正運営促進事業費補助金 218 営業者組織の自主的な活動を促進し衛生措置の基準の遵守及び改善・向上を図るため、情報誌「生活衛生みやざき」の発行に対して補助を行います。</li> </ul>	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	旅館	公衆浴場	391	883	314	18	173	85
理容所	美容所	クリーニング所	興行場	旅館	公衆浴場									
391	883	314	18	173	85									
動物管理事業 健康管理部 〈保健衛生課〉	10,550 (10,550)	<p>動物による人の身体や財産等に対する侵害の防止や、人と動物が共存共生できる社会づくりのため、動物の飼い主に対し関係法令の遵守や適正飼養の指導を実施します。</p> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の登録及び狂犬病予防注射の推進</li> <li>・犬の捕獲、適正飼養指導等</li> </ul> 												
動物愛護事業 健康管理部 〈保健衛生課〉	9,110 (9,530)	<p>人と動物が共存共生できる社会づくりのため、動物愛護思想の普及・啓発を図るとともに、迷い犬等や負傷動物の迅速な保護・処置と飼い主への返還、譲渡に努め、動物愛護環境の向上を図ります。</p> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護思想の普及啓発等</li> <li>・迷い犬等の適正保管</li> <li>・動物の迅速な保護・処置等</li> </ul> 												
動物愛護センター整備事業 健康管理部 〈保健衛生課〉	577,000 (46,000)	<p>動物愛護環境の向上のため、県と連携しながら、動物の譲渡施設等を備えた動物愛護センターを整備します。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センター新築工事費 523,000</li> <li>・備品購入費等 54,000</li> </ul>												
衛生検査事業 健康管理部 〈保健衛生課〉	8,300 (8,960)	<p>市民の健康を守るため、感染症法及び食品衛生法等に基づき各種検査を実施します。</p> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症検査：腸管出血性大腸菌及びノロウイルスの検査</li> <li>・特定感染症検査：HIV検査、梅毒検査等</li> <li>・食品衛生検査：食品の収去検査、食中毒検査等</li> <li>・家庭用品試験検査：ホルムアルデヒド検査等</li> </ul>												

重点目標 3-4 生活の安全が守られているまち

事業名	事業費 (前年度)	説明 (単位：千円)
<p>検査機器等備品更新事業</p> <p>健康管理部 〈保健衛生課〉</p>	<p>1,585 (1,530)</p>	<p>食中毒や感染症等の検査のために導入した検査機器の多くが更新時期を迎えているため、機器等の更新を計画的に実施します。</p> <p>○主な更新予定機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロピペット、薬用冷蔵庫、ふ卵器、高圧滅菌器</li> </ul>
<p>保健環境検査事業</p> <p>健康管理部 〈保健衛生課〉</p>	<p>2,115 (28,400)</p>	<p>食品の安全・安心を確認するため、食品衛生法に基づく食品収去検査(微生物、理化学、残留農薬等)を実施します。</p> <p>○主な検査項目計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細菌検査：生菌数、大腸菌群、サルモネラ、ブドウ球菌等</li> <li>・理化学検査：発色剤、着色料、保存料等</li> <li>・残留農薬検査：有機リン系殺虫剤等</li> </ul>